平成２８年（フ）第２９６号
栃木県大田原市親園1255番地
債務者　渡邉　アサ
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０１号
栃木県鹿沼市千渡2326番地10、前住所栃木県鹿沼市栄町１丁目３番地１
債務者　佐藤　伸司
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５７号
静岡市駿河区西島630番地の１　ブルーグレイＡＯＫＩ102
債務者　篠原　　淳
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８２４号
東京都足立区南花畑４丁目１―11―203
債務者　赤間留美子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２９８号
横浜市青葉区市ケ尾町525番地５　トゥエルブ市ケ尾303号
債務者　田中　正八
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９４号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目38番12号
債務者　村上千恵子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９５号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目38番12号
債務者　村上　啓子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９７号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1319番地57
債務者　コンパニオン八汐こと　大島　妙子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１００４号
横浜市港南区日野９丁目19番19号　アライテラスⅣ―402
債務者　岩下　勝彦（旧姓中野・荒木）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０５号
横浜市南区浦舟町４丁目47番地２　グローリオ横浜阪東橋マリス604
債務者　長尾　博暇
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０４号
栃木県下野市仁良川1641番地45
債務者　井口　正勝
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６６３号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南６丁目６番17号サザン東海岸Ａ棟109号室
債務者　伊藤　美穂
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１２０号
横浜市瀬谷区竹村町８番地１　サマックスクリアＢ　203号室
債務者　秋山　智美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０７号
横浜市鶴見区佃野町19番９号　明光マンション203
債務者　林　　元洋
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１４号
横浜市磯子区杉田４―15―24、住民票上の住所神奈川県逗子市新宿３丁目１番33号
債務者　持丸はるみ
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部